

4 輸出物品販売場に異動があった場合の手続等

(輸出物品販売場を移転した場合)

問16 輸出物品販売場としての許可を受けた販売場を移転しましたが、どのような手続が必要ですか。

【答】

輸出物品販売場の許可を受けた販売場を移転する場合には、移転前の販売場についての許可の効力は、移転後の販売場に及ばないため、移転前の販売場の「輸出物品販売場廃止届出書」を提出するとともに、移転後の販売場について、新たに輸出物品販売場の許可を受ける必要があります(消令18の2①②①⑦、消規則10①、10の3①、消基通8-2-2)。

また、移転前の販売場についての「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」の効力も、移転後の販売場には及ばないため、移転後の販売場について、新たに「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります(消令18⑦、消規則6の2①)。

ただし、手続委託型輸出物品販売場が、その所在する特定商業施設内で移転する場合には、改めて輸出物品販売場の許可及び「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」を提出する必要ありません。この場合、移転する日の前日までに、「手続委託型輸出物品販売場移転届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります(消令18の2①ただし書③、消規則10③、消基通8-2-2)。

(本店所在地を移転した場合)

問17 当社は、輸出物品販売場としての許可を受けた販売場を運営していますが、この度、本社ビルの移転に伴い本店所在地が変更となりました。この場合にはどのような手続が必要ですか。なお、輸出物品販売場としての許可を受けた販売場の移転はありません。

【答】

一般型輸出物品販売場、手続委託型輸出物品販売場及び自動販売機型輸出物品販売場のいずれの販売場を運営する場合も、販売場の移転がない場合には、輸出物品販売場についての手続は必要ありません。

(吸収合併があった場合)

問18 当社は、輸出物品販売場を運営する法人を吸収合併し、その法人が経営していた輸出物品販売場を引き継ぐ予定です。この場合には、どのような手続が必要ですか。

【答】

輸出物品販売場とは、一定の要件を満たす課税事業者が経営し、事業者の納税地の所轄税

務署長の許可を受けた販売場をいいます（消法8⑦）。

このため、輸出物品販売場を経営する事業者が変更となる場合には、改めて納税地の所轄税務署長の許可を受ける必要があります。

したがって、被合併法人から輸出物品販売場を引き継ぐ合併法人が、その輸出物品販売場の種類に応じ、「輸出物品販売場許可申請書（一般型用）」、「輸出物品販売場許可申請書（手続委託型用）」又は「輸出物品販売場許可申請書（自動販売機型用）」を合併法人の納税地の所轄税務署長に提出し、改めて輸出物品販売場としての許可を受けるとともに「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」を輸出物品販売場ごとに合併法人の納税地の所轄税務署長に提出する必要があります（消令18⑦、18の2①、消規則6の2①）。

また、合併法人は、被合併法人が許可を受けていた販売場について、被合併法人が許可を受けていた販売場についての届出書である旨を記載し、「輸出物品販売場廃止届出書」を被合併法人の納税地の所轄税務署長に提出する必要があります（消令18の2⑱）。

（営業譲渡があった場合）

問19 当社は、輸出物品販売場としての許可を受けている販売場を経営しています。この度、その販売場の営業に係る事業を他社に譲渡することとなりましたが、どのような手続が必要ですか。

【答】

輸出物品販売場とは、一定の要件を満たす課税事業者が経営する販売場で、事業者の納税地の所轄税務署長の許可を受けた販売場をいいます（消法8⑦）。

このため、輸出物品販売場を経営する事業者が変更となる場合には、改めて納税地の所轄税務署長の許可を受ける必要があります。

したがって、輸出物品販売場の営業譲渡を受ける事業者が、その輸出物品販売場の種類に応じ、「輸出物品販売場許可申請書（一般型用）」、「輸出物品販売場許可申請書（手続委託型用）」又は「輸出物品販売場許可申請書（自動販売機型用）」を納税地の所轄税務署長に提出し、改めて輸出物品販売場としての許可を受けるとともに「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」を輸出物品販売場ごとに営業譲渡を受ける事業者の納税地の所轄税務署長に提出する必要があります（消令18⑦、18の2①、消規則6の2①）。

また、営業譲渡する事業者は、輸出物品販売場の許可を受けていた販売場について、「輸出物品販売場廃止届出書」を営業譲渡する事業者の納税地の所轄税務署長に提出する必要があります（消令18の2⑱）。

(相続があった場合)

問20 私は、輸出物品販売場としての許可を受けている販売場を相続によって父から承継しましたが、どのような手続が必要ですか。

【答】

輸出物品販売場とは、一定の要件を満たす課税事業者が経営する販売場で、事業者の納税地の所轄税務署長の許可を受けた販売場をいいます（消法8⑦）。

このため、輸出物品販売場を経営する事業者が変更となる場合には、改めて納税地の所轄税務署長の許可を受ける必要があります。

したがって、被相続人から輸出物品販売場を引き継ぐ相続人が、その輸出物品販売場の種類に応じ、相続人の納税地の所轄税務署長に「輸出物品販売場許可申請書（一般型用）」、「輸出物品販売場許可申請書（手続委託型用）」又は「輸出物品販売場許可申請書（自動販売機型用）」を提出し、改めて輸出物品販売場としての許可を受けるとともに「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」を輸出物品販売場ごとに相続人の納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。（消令18⑦、消令18の2①、消規則6の2①）。

また、相続人は、被相続人が許可を受けていた販売場について、「輸出物品販売場廃止届出書」を被相続人の納税地の所轄税務署長に提出する必要があります（消令18の2⑩）。

(輸出物品販売場を廃止する場合)

問21 私は、輸出物品販売場としての許可を受けている店舗を経営していますが、この度、その店舗を閉鎖することになりました。この場合、どのような手続が必要ですか。

【答】

輸出物品販売場を経営する事業者が、その経営する輸出物品販売場を閉鎖しようとする場合やその販売場において輸出物品販売場制度による免税販売をやめようとする場合等、輸出物品販売場制度の適用を受けることをやめようとする場合には、「輸出物品販売場廃止届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります（消令18の2⑩）。

なお、「輸出物品販売場廃止届出書」と併せて、「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の変更届出書」の提出が必要となる場合があります。詳しくは、問61をご参照ください。

(消費税の免税事業者の場合)

問22 消費税の免税事業者の場合でも、輸出物品販売場としての許可を受けることはできますか。

【答】

消費税の免税事業者の場合、消費税の納税義務がないため、輸出物品販売場制度は適用されません（消法8⑦）。

したがって、免税事業者については、輸出物品販売場の許可を受けることはできません。

(注) 基準期間（前々事業年度）における課税売上高が1,000万円以下の場合、消費税の納税義務が免除されます。ただし、特定期間（原則、前事業年度開始の日以後6か月の期間）における課税売上高が1,000万円を超える場合や設立時の資本金額が1,000万円以上の場合等、納税義務が免除されない場合があります。